

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取扱株券等)</p> <p>第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 証券取引所に上場されている新株予約権付社債券(商法(明治32年法律第48号)第341条ノ3第1項第7号及び第8号に掲げる事項について決議が行われた新株予約権付社債券であって、新株予約権の行使により発行される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。次号において同じ。)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 証券取引所に上場されていた新株予約権付社債券(その発行者が当該新株予約権付社債券について期限の利益を喪失している場合を除く。)</p> <p>(4)~(6) (略)</p>	<p>(取扱株券等)</p> <p>第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されている株券</u></p> <p>(3) 証券取引所に上場されている新株予約権付社債券(商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に掲げる事項について決議が行われた新株予約権付社債券であって、新株予約権の行使により発行される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。次号及び第5号において同じ。)</p> <p>(4) <u>日本証券業協会に登録されている新株予約権付社債券</u></p> <p>(5) 証券取引所に上場されていた又は日本証券業協会に登録されていた新株予約権付社債券(その発行者が当該新株予約権付社債券について期限の利益を喪失している場合を除く。)</p> <p>(6)~(8) (略)</p>
<p>(取扱株券等の廃止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、機構は、株券の発行者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該株券の取扱いを廃止するものとし、当該取扱いを廃止した株券(以下「取扱廃止後株券」という。)のうち、参加者から交付請求のないものにつき、廃棄するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会社が<u>破産手続開始の決定</u>を受けたとき</p> <p>4 (略)</p>	<p>(取扱株券等の廃止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、機構は、株券の発行者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該株券の取扱いを廃止するものとし、当該取扱いを廃止した株券(以下「取扱廃止後株券」という。)のうち、参加者から交付請求のないものにつき、廃棄するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会社が<u>破産宣告</u>を受けたとき</p> <p>4 (略)</p>
<p>(預託前株券等の取扱い)</p> <p>第41条 機構は、募集(証券取引法第2条第3項</p>	<p>(預託前株券等の取扱い)</p> <p>第41条 機構は、募集(証券取引法第2条第3項</p>

に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。)又は売出し(同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る株券の円滑な流通に資するため、準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日以後株券として発行される予定のもので、商法第225条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 証券取引所に上場が予定される株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日(追加上場される日を含む。以下同じ。)の前に行う募集に係る準備株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(2) 証券取引所に上場が予定される株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う売出しに係る株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(3) 証券取引所に上場されている株券の発行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集に併せて行う売出しに係る株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(預託前株券等の保管に関する取扱い)

第42条 機構は、上場日の3営業日前の日に、上場日において参加者(会社から機構に募集又は売出しに係る株券を引き渡すことをもって株券を受領すること及び当該株券を機構に預託するこ

に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。)又は売出し(同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る株券の円滑な流通に資するため、準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日以後株券として発行される予定のもので、商法第225条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 証券取引所に上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日又は登録日(追加上場される日又は追加登録される日を含む。以下「上場日等」という。)の前に行う募集に係る準備株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(2) 証券取引所に上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日等の前に行う売出しに係る株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(3) 証券取引所に上場され又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集に併せて行う売出しに係る株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日等の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(預託前株券等の保管に関する取扱い)

第42条 機構は、上場日等の3営業日前の日に、上場日等において参加者(会社から機構に募集又は売出しに係る株券を引き渡すことをもって株券を受領すること及び当該株券を機構に預託す

とにつき、あらかじめ同意した参加者に限る。)のために保管し、預託を受けることとなるものの預託前株券等を、会社(名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下この目において同じ。)から一括して受領し、保管する。ただし、会社が前条第3号に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 (略)

(預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止)

第43条 機構は、前条第1項の規定により会社から受領した預託前株券等につき、証券取引所への上場が中止された場合は、当該預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わない。

2 (略)

(預託の取扱い)

第44条 第42条第1項に規定する参加者は、上場日において、同項の規定により機構が保管する株券を機構に引き渡し、預託するものとする。

(預託、口座振替及び交付)

第89条 参加者は、新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、証券取引所が定める売買単位の整数倍により行う。

附 則

- 1 この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。ただし、第12条第3項第2号の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

ることにつき、あらかじめ同意した参加者に限る。)のために保管し、預託を受けることとなるものの預託前株券等を、会社(名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下この目において同じ。)から一括して受領し、保管する。ただし、会社が前条第3号に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 (略)

(預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止)

第43条 機構は、前条第1項の規定により会社から受領した預託前株券等につき、証券取引所への上場が中止され(既に日本証券業協会に登録されている場合を除く。)又は日本証券業協会への登録が中止された場合は、当該預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わない。

2 (略)

(預託の取扱い)

第44条 第42条第1項に規定する参加者は、上場日等において、同項の規定により機構が保管する株券を機構に引き渡し、預託するものとする。

(預託、口座振替及び交付)

第89条 参加者は、新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、証券取引所又は日本証券業協会が定める売買単位の整数倍により行う。